



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

804	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	1
805	特定第2号漁業者の同意	(水産振興課).....	2
806	〃	(〃).....	2
807	〃	(〃).....	2
808	〃	(〃).....	3
809	〃	(〃).....	3
810	〃	(〃).....	3
811	〃	(〃).....	3
812	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
*813	平成9年和歌山県告示第344号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正(会計課).....		4
814	平成23年和歌山県告示第320号(平成23年度県立近代美術館の入場料)の一部改正 (教育委員会).....		4
815	平成23年和歌山県告示第321号(平成23年度県立博物館の使用料)の一部改正 (〃).....		4
816	平成23年和歌山県告示第322号(平成23年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部 改正 (〃).....		4
817	平成23年和歌山県告示第323号(平成23年度県立自然博物館の入場料)の一部改正 (〃).....		5

告 示

和歌山県告示第804号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第572号	混合有機質肥料	101獣動物混合肥料	窒素全量10.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23.3.25
和歌山県第573号	混合有機質肥料	91獣動物混合肥料	窒素全量9.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23.3.25
和歌山県第574号	混合有機質肥料	82獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量2.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成23.3.25
和歌山県	混合有機質肥料	86獣動物混合肥料	窒素全量8.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川	平成

第575号		料	りん酸全量6.0	おり	町岸宮807番地	23.3.25
和歌山県 第576号	混合有機質肥料	84獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量4.0	公定規格のと おり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川 町岸宮807番地	平成 23.3.25
和歌山県 第577号	混合有機質肥料	77獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量7.0	公定規格のと おり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川 町岸宮807番地	平成 23.3.25
和歌山県 第578号	混合有機質肥料	74獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量4.0	公定規格のと おり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川 町岸宮807番地	平成 23.3.25

和歌山県告示第805号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網

和歌山県告示第806号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網

和歌山県告示第807号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち旧串本漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町串本に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用	串本棒受網

して行う棒受網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第808号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町須江	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	須江棒受網

和歌山県告示第809号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
田野浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	田野浦底びき網第1

和歌山県告示第810号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
田野浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業	田野浦底びき網第2

和歌山県告示第811号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区のうち日高郡みなべ町植田	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う機船船びき網漁業	南部船びき

和歌山県告示第812号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3127	岩出市川尻字前田245番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 東不動産販売株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 23. 7. 11	6.00	39.42

和歌山県告示第813号

平成9年和歌山県告示第344号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。
平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表住所の欄中「湯浅1549番地」を「湯浅1499番地4」に改め、同表売りさばき所の欄中「湯浅町湯浅1549番地」を「有田川町熊井776番地」に改める。

和歌山県告示第814号

平成23年和歌山県告示第320号（平成23年度県立近代美術館の入場料）の一部を次のように改正する。
平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

8 平成23年8月2日から同月31日までの入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第815号

平成23年和歌山県告示第321号（平成23年度県立博物館の使用料）の一部を次のように改正する。
平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

7 平成23年8月2日から同月31日までの入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第816号

平成23年和歌山県告示第322号（平成23年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料）の一部を次のように改正する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

5 平成23年8月2日から同月31日までの入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

和歌山県告示第817号

平成23年和歌山県告示第323号（平成23年度県立自然博物館の入場料）の一部を次のように改正する。

平成23年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

備考に次のように加える。

- 4 平成23年8月2日から同月31日までの入場料を半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。